

# 「道德能力」の実質化

岡村太郎 (Taro OKAMURA)

京都大学

本発表の目的は、問題点が多く指摘されるストローソンの議論に肉付けをして、自由についてのストローソンのモデルの可能性を探ることである。

ストローソンの影響力ある論文「自由と怒り」に対しては、批判的な意見が少なくない。たとえば P. Russell (1992) は、次のような批判を展開する。ストローソンは、「反応的態度」が差し控えられる場合を考え、それらは決定論が真であることから導かれないので、決定論によって道徳的実践が完全に差し控えられると考える「悲観主義者」は誤りだとする。そのような場合とは次のようなものである。誰かが私の足を踏んだら、私は彼に反応的に怒りを感じるが、彼が心理的に「アブノーマル」な人であったり、子供など「道德能力」を欠く人であったなら、そこでの怒りは不合理なものとして取り下げられ、彼らには社会的処置の対象として「対物的態度」がとられる。しかし決定論が真であることから、すべての人が心理的にアブノーマルであることは導かれないので、悲観主義は誤りである。ラッセルによれば、以上のような議論において、「アブノーマル」と「道徳的に無能力であること」が一緒くたにされていることに問題がある。「アブノーマル」とは、一定の「道德能力 moral capacity」を基準に理解されるものであるから、道德能力の方がより根本的である。こうした観点から、ストローソンは、決定論が真であっても、すべての人が「道德能力」を欠いているというという事は導かれない、というべきだったのである。しかし、ストローソンは「道德能力」の内実を明らかにしていない。それゆえ、ストローソンのこの戦略は成功していない、とラッセルは主張するのである。

こうした批判は、ストローソンが「道德能力」というということは何を意味しているかをほとんど語っていないということに由来するように思われ、これに由来する同様の批判も少なくない。しかし、ここでストローソンの責任のモデルを諦めてしまうのではなく、その発想は受け継ぎつつ、その「道德能力」の内実を明確化しようという研究も出てきている。代表的なものは、R. Wallace (1994) が挙げられる。ウォレスは、「道德能力」の内実を、「反省的自己コントロール」をキーワードにして、明らかにしようとする。こうした作業を経て、ウォレスは「反応的態度」に基づくストローソンの議論に、より明確な内容を与えることを目的としているのである。

本発表は、こうしたウォレスを初めとする「道德能力」の実質を明確化しようとする研究に着目することにより、ストローソンのモデルの可能性を探る。本発表はこうした仕方、「ストローソンをよりよく理解する」という本ワークショップの目的に応えることを目指すものである。